



富山県監査委員 瘡 師 富士夫 殿  
富山県監査委員 天 坂 幸 治 殿  
富山県監査委員 伊 東 尚 志 殿

富山県知事 石 井 隆 一  
富山県教育委員会教育長  
伍 嶋 二美男  
富山県公安委員会委員長  
野 田 八 嗣

行政監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年3月15日付け監委第60号で報告のありました行政監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別添）

平成30年度行政監査の結果に基づき講じた措置  
（プロポーザル方式による随意契約について）

1 県ホームページでの掲載方法について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
少しでも多くの事業者等に公募型プロポーザルの機会の存在を知ってもらえるよう、県のホームページでの掲載方法などについて検討されたい。	県のホームページにおいて、平成31年4月1日に「公募型プロポーザル」のページを新設し、公募情報を集約して掲載することで、利用者に対し当該情報を分かりやすく提供することとした。

## 2 より公正かつ公平な審査方法の検討について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>事業目的に応じた有効な企画提案の採用決定のための審査が行われるよう、単純集計以外の採点方式も比較検討されたい。</p> <p>また、審査員の構成については、業務内容に応じて、外部の専門家、有識者の参加を求めるなど、公正性、客観性の確保に努められたい。</p>	<p>採点方式については、「各審査員の付けた順位を点数に換算し、その合計で総合順位を決定」、「単純集計による順位付けの後、審査員による協議を経て候補者を決定」など、単純集計以外の採点方式も一部の事業で取り入れたところであり、引き続き、適切な採点方式となるよう比較検討してまいりたい。</p> <p>また、審査にあたっては、「複数の者で構成する選考委員会を設置することとし、その構成員に事業担当所属以外の職員や外部の有識者を入れる等適切な組織とする」旨の全庁的な取扱いを定めたところであり、今後とも、審査の公正性、客観性の確保に努めてまいりたい。</p>

## 3 委託上限額（予算上限額）の表示について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>応募者に誤解を与えないよう、募集要項に委託上限額を記載する時は、予定価格が別に設定されることを注記されたい。</p>	<p>公募時に委託上限額（予算上限額）を表示する際には、予定価格が別に設定されることを注記してまいりたい。</p>

## 4 プロポーザルを採用することの適否について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>毎年度同様の業務を発注しておりノウハウが蓄積されているもの、あるいは、業務内容、仕様がある程度固まっているもの</p>	<p>全事業に共通する公募型プロポーザルの「適用業務の範囲の基準」を定め、当該基準に合致しないものは、競争入札</p>

<p>等、既に提案要素が乏しくなったものや県が仕様書を作成し発注できるものにあっては、本来の競争入札（見積競争）による委託契約ができないか留意されたい。</p>	<p>（見積競争）によることとした。</p> <p>また、今後、プロポーザルを実施した事業においても、本来の競争入札と比較検討のうえ、事業実施に問題がなければ、翌年度以降の競争入札への変更を考慮することとしたい。</p>
--	--

## 5 全庁的なガイドライン等の作成について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>プロポーザル方式による随意契約を適切に実施するため、全庁的なガイドラインを設けることを検討されたい。</p>	<p>公募型プロポーザルによる随意契約をより一層適正に運用するため、全庁的な運用基準や運用改善の取組みについて定め通知した（令和元年9月26日付け出納局長通知）。</p>